

# 税理士試験「科目免除申請認定」 により本学修了生が税理士試験合格

## 「税法演習」「会計演習」履修により 税理士試験科目一部免除申請が可能に!

事業創造大学院大学では税理士を目指されている方を主たる対象として、「税法演習」および「会計演習」を開設しています。「税法演習」では税法に関する、「会計演習」では会計に関する論文の作成指導を行います。

「税法演習」履修の場合は税理士試験の「税法に属する試験科目2科目の免除」を、また、「会計演習」履修の場合は税理士試験の「会計学に属する試験科目1科目の免除」を申請することが可能となります。

このたび、本学の「税法演習」を履修し、本学修了後に国税審議会に対して「科目免除申請」を行った本学修了生が、見事「科目免除の認定」を受け、税理士試験5科目すべて合格することができました。さらに本学では、税理士試験の科目免除だけでなく、MBA取得により独立起業家の育成を目指すことが可能です。ご興味のある方は、この機会にぜひ説明会にご参加ください(参加無料・要予約)。



### 説明会 日程

2016年12月17日(土)、  
2017年1月14日(土)、2月4日(土)  
※各回ともに10:30~12:00

税理士  
+  
MBA

本学を修了することで、  
税理士試験の一部科目免除の申請を  
することができます。

経営に関するプロフェッショナルとしての  
経営管理修士(専門職)MBAの学位が  
与えられます。

## 税理士試験科目 一部免除申請までのプロセス

税理士試験の 税法2科目免除 申請の場合	税理士試験の 会計1科目免除 申請の場合
税法に関する科目を 一定単位以上履修 「税法演習」の履修	会計に関する科目を 一定単位以上履修 「会計演習」の履修
学位論文審査に 合格し、本学を修了	学位論文審査に 合格し、本学を修了
国税審議会へ 研究認定 (科目免除)申請	国税審議会へ 研究認定 (科目免除)申請
審査・研究 認定検定	審査・研究 認定検定
税法に属する 試験科目の 2科目免除決定	会計学に属する 試験科目の 1科目免除決定

### 説明会参加や詳しい資料のお申込み・お問合せ先

説明会への参加や詳しい資料を希望される方は、下記に必要事項を記入してFAXでお送りください。また、e-mailや電話でも受け付けております。

事業創造大学院大学 事務局(担当:濱田・佐藤)

TEL:025-255-1250 FAX:025-255-1251

e-mail:info@jigyo.ac.jp

F A X 申 込 書	ふりがな	希望するものに✓マークをお入れください。	
	氏名	説明会参加 ( <input type="checkbox"/> 12/17(土) <input type="checkbox"/> 1/14(土) <input type="checkbox"/> 2/4(土) ) <input type="checkbox"/> 資料請求	
	事業所名称		
	部署・役職	(部署)	(役職)
	住所	〒	—
	E-mail/電話番号	@	TEL: — —
	説明会を知ったきっかけ		

※お知らせいただいた情報は今後本学からの案内のみに利用されます。それ以外での目的には利用は致しません。